

介護保険における住宅改修

実務解説

平成29年7月改訂版

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

1. 介護保険において住宅改修費の支給対象となる住宅改修の工事種別

(1) 住宅改修の種類

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の工事種別は、次のとおりとなっています。

平成11年3月厚生省告示第95号
(住宅改修告示)

1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、用具貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

平成11年3月厚生省告示第93号
(用具貸与告示)

2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

ただし、用具貸与告示第8項に掲げる「スロープ」または用具購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。

平成11年3月厚生省告示第93号
(用具貸与告示)

平成11年3月厚生省告示第94号
(用具購入告示)

また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

※居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、畳敷きから畳敷き(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷きへの変更についても認められる。

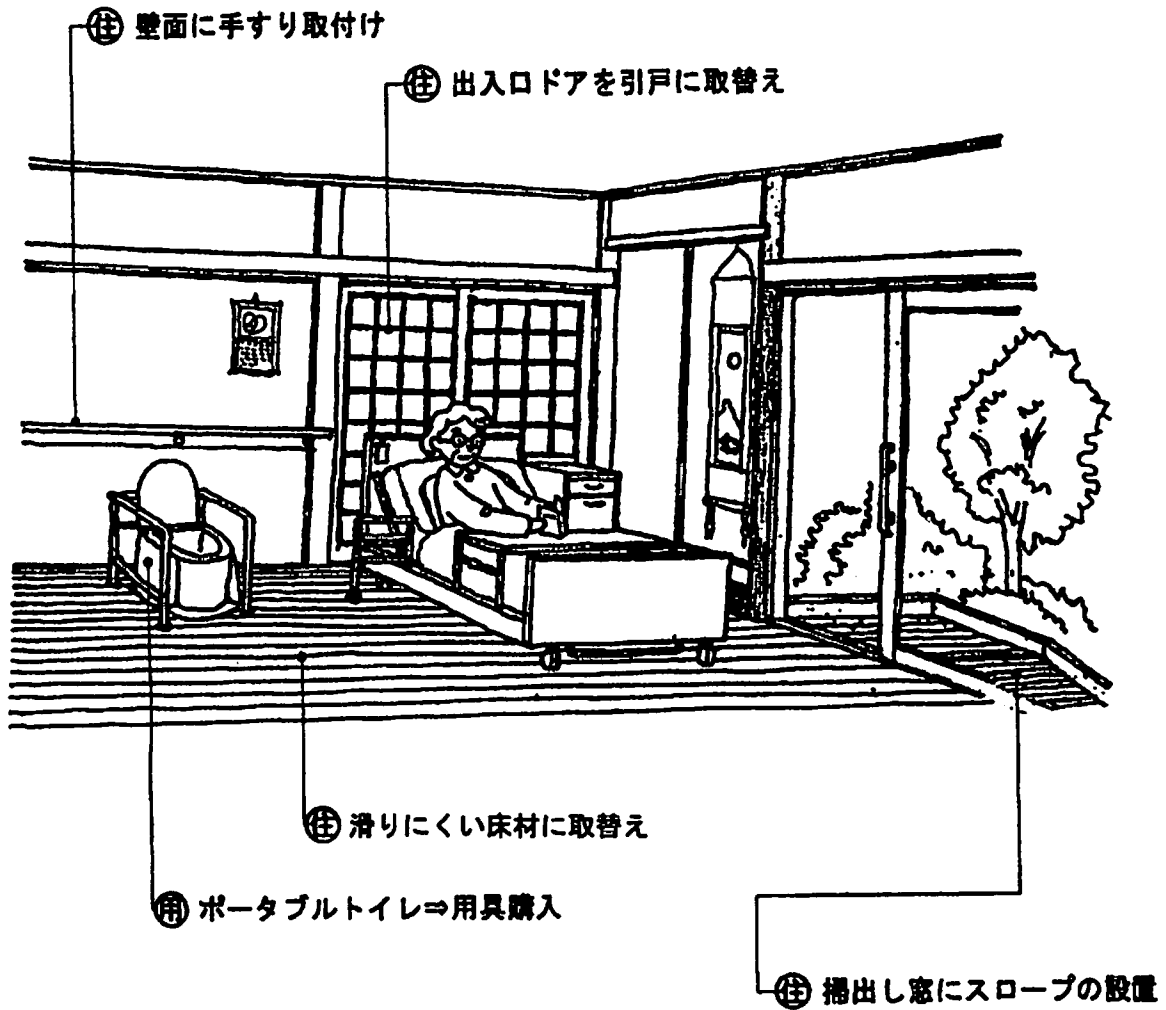
平成29年7月3日
全国介護保険担当課長会議資料
(平成29年介護保険制度の改正等に関するFAQ)

4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自

寝室



- ④ 住宅改修
- ④ 福祉用具貸与または購入
- ④ 支給対象外

Q&A 3

平成29年7月3日付全国介護保険担当課長会議資料「平成29年介護保険制度の改正等に関するFAQ」より、掲載した。

I 住宅改修

1 【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

居室においては、畳敷からの板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。

（答）

居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。